

# 韓国の温室効果ガス排出権取引制度に関する法律（案）の 再立法予告<sup>1</sup>について

平成23年 3月23日  
環境省市場メカニズム室

平成23年2月28日、韓国国務総理室及び韓国大統領府の緑色成長委員会は、2015年1月1日から第一次計画期間を開始するキャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の導入を規定した「温室効果ガス排出権取引制度に関する法律（案）」（別添：仮訳）を公表し、立法予告<sup>2</sup>を行った。

3月3日まで意見を募集した後、本格的な立法手続きに入ることとしている。

平成22年11月17日、韓国国務総理室及び韓国大統領府の緑色成長委員会は、2013年1月1日から2015年12月31日までを第一次計画期間とするキャップ&トレード方式の国内排出量取引制度の導入を規定した法律案を公表して立法予告を行い、12月7日まで意見募集を行った。

その際、産業界から、十分な準備期間を設けること、制度の柔軟性を強化すること等を求める意見が寄せられたため、これを「積極的に反映して、制度の受容性を高める方向」で当初案を修正することとなった。

平成22年11月17日版からの主な修正点は、以下のとおり。

## ①（排出権割当委員会）

- 排出権割当委員会の委員長を企画財政部長官とすること。

## ②（温室効果ガス目標管理制度との調整）

- 低炭素グリーン成長基本法に定める「温室効果ガス目標管理制度」の対象企業中、一定量以上の排出をする企業は、本法律案における「温室効果ガス排出権取引制度」の対象とし、目標管理制度の対象外とすること。
- その際、目標管理制度において設定された目標値は、そのまま排出権取引制度の排出権割当量とみなされること。
- 両制度の排出量算定・報告・検証（MRV）を連携活用すること。

---

<sup>1</sup> <http://www.pmo.go.kr/kor.do?menuSID=13&step=View&bbsSID=51816>

<sup>2</sup> 立法予告とは、法律を制定・改正・廃止する際に官報やインターネットなどで内容を知らせ、意見を募集する制度をいう。

### ③ (排出権無償割当の拡大)

- 第一次計画期間中の無償割当の割合を、当初案の90%から95%に緩和。
- 第二次計画期間以降の無償割当の割合については、国内産業の国際競争力に及ぼす影響、国際的動向、物価等国民経済に及ぼす影響及び直前の計画期間に対する評価等に基づき、大統領令で定める。

※ 関連して、EU-ETSの第1フェーズ(2005年～2007年)では95%を無償(5%を有償)で割り当てるとされていたが、実際に有償割当されたのは0.12%に過ぎなかったこと、第2フェーズ(2008年～2012年)では90%を無償(10%を有償)で割り当てるとされていたが、実際に有償割当されているのは3.07%に過ぎないことを指摘している。

### ④ (課徴金及び過怠金の引き下げ)

- 排出量に対する排出権の償却不足について課される課徴金の額を、当初案の「市場価格の5倍」から「市場価格の3倍」に引き下げ。
- 排出権の償却をしない者、排出量の報告義務に違反した者等に課される過怠金の額を、当初案の「5千万ウォン以下」から「1千万ウォン以下」に引き下げ。

### ⑤ (制度対象者の範囲)

- 排出権割当計画において、「部門別及び業種別適用条件、国際競争力に対する影響等を考慮した適用部門及び業種に関する事項」を規定することにより、国際競争力等を考慮して柔軟に制度対象者を定めることができるよう措置。

### ⑥ (制度導入時期の変更)

- 企業等の十分な準備期間を確保し、目標管理制度(2012年から施行)の運営による経験蓄積ができるよう、第一次計画期間の開始時点を2015年1月1日に変更。

## 温室効果ガス排出権取引制度に関する法律(案)

### <仮訳>

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 本法は、低炭素緑色成長基本法（以下「基本法」という。）第四十六条に規定された温室効果ガス排出権取引制度（以下「排出権取引制度」という。）を導入することによって、価格機能と市場的基盤に基づく費用効果的な方式で温室効果ガスの排出削減を推進し、国内炭素市場を活性化して国際炭素市場に積極的に備えるのを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- 一 「温室効果ガス」とは、基本法第二条第九号に規定する温室効果ガスをいう。
- 二 「排出権」とは、一定期間内に一トンの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）又は二酸化炭素1トンに相応する温室効果ガスを排出できる権限をいう。
- 三 「排出権割当」とは、割当対象業者に排出権の保有量に相当する温室効果ガスを排出することができるよう制限的に権限を付与する行為をいう。
- 四 「排出権提出」とは、排出権割当対象業者が保有した排出権を政府に提出する行為をいう。
- 五 「取引参加者」とは、この法律により排出権を取引できる者をいう。
- 六 「新規参入者」とは、第五条に規定する排出権取引制度の計画期間中に施設を新規で開設し、施設の変更又は拡張等を通じて新たに第七条に規定する割当対象業種に追加された者をいう。
- 七 「履行年度」とは、計画期間内の年度別遵守期間であって、履行年度の開始時点を毎年一月一日とし、終了時点を当該年度十二月三十一日とする。
- 八 「認証」とは、割当対象業者の温室効果ガス排出量を第二十二条の規定により政府で最終検討して確定することをいう。
- 九 「早期削減実績」とは、第七条に規定する割当対象業者を指定する以前に当該業者が自発的に温室効果ガス削減を行ったことを、第二十六条の規

定により認められたものをいう。

十 「オフセット」とは、第七条により指定された割当対象業者が、本法に規定する排出権取引制度が適用されない国内外の事業部門で自発的に温室効果ガスを削減した実績に対し、政府の認証を受けて第十六条の排出権提出とみなされることをいう。

十一 「追加性 (Additionality)」とは、人為的に温室効果ガスを削減し、又はエネルギーを節約するために一般的な経営条件で実施することができる活動以上の追加的な努力として、第二十二条に規定するオフセット事業の妥当性評価及び認証の基準になるものをいう。

#### (基本原則)

第三条 本法に規定する排出権取引制度は、次の各号の基本原則により導入され、運営されなければならない。

一 政府は、基本法に規定する国の温室効果ガス削減目標を費用効果的に達成することができるよう、市場機能を最大限活用するものとする。

二 政府は、排出権取引において、一般的な取引原則が遵守され、公正性、透明性及び市場効率性を確保するための方策を講じなければならない。

三 政府は、排出権取引制度を運営するに当たり、経済部門に対する国際競争力を考慮しなければならない。

四 政府は、国際的基準に適合するように排出権取引制度を運営することにより、国際炭素市場との関係を考慮しなければならない。

五 政府は、排出権取引制度に関する計画の策定と運営において、大韓民国の温室効果ガス排出削減目標と「気候変動に関する国際連合枠組み条約」及びこれと関連する国際的合意に規定された原則を遵守するものとする。

#### (排出権取引制度基本計画の策定等)

第四条 緑色成長委員会は、効率的で体系的な排出権取引制度を導入し、運営するため、**十年を単位とする**<sup>3</sup>排出権取引制度基本計画（以下「基本計画」という。）を、閣僚会議の審議を経て策定しなければならない。

2 基本計画には、次の各号の内容が含まれなければならない。

一 排出権取引制度の現況及び展望に関する事項

二 排出権取引制度運営の基本方向に関する事項

三 温室効果ガス削減目標設定及び第五条に規定する排出権取引制度計画期間の運営に関する事項

四 各部門別に経済成長展望を考慮した新規投資及び市場拡大に関する事項

---

<sup>3</sup> **下線部**は、平成22年11月17日版からの変更点。

- 五 排出権取引制度の導入及び運営に伴う経済的影響分析、エネルギー価格変動、物価安定等に関する事項
  - 六 貿易集約度及び炭素集約度を考慮した国内産業の支援対策に関する事項
  - 七 国際炭素市場との関係方案及び国際協力に関する事項
  - 八 その他財源調達、人材養成、教育広報等排出権取引制度の運営のために必要と認められる事項
- 3 緑色成長委員会は、基本計画を策定又は変更しようとするときは、関係中央行政機関、地方自治体及び関連する利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 4 緑色成長委員会は、基本計画を変更するときは、閣僚会議の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。

## **【5 (削除)】**

### 第二章 排出権の割当

(国家排出権割当計画の策定等)

第五条 政府は、第四条に規定する基本計画により温室効果ガス削減のための市場参加者の予測の可能性を向上させ、効果的に温室効果ガス削減目標を達成するため、五年以内の範囲で大統領令で定める排出権取引制度計画期間(以下「計画期間」という。)について国家排出権割当計画(以下「割当計画」とする。)を策定するものとする。

- 2 割当計画は、次の各号の事項について規定するものとする。
- 一 国家温室効果ガス削減目標を考慮した排出権の総数量に関する事項
  - 二 部門別、業種別及び履行年度別排出権の割当基準及び割当量に関する事項
  - 三 割当対象業者に対する排出権割当基準及び方式に関する事項
  - 四 新規参入者及び経済状況の変化等に伴う変更割当のための予備分の数量及び配分基準に関する事項
  - 五 部門別及び業種別適用条件、国際競争力に対する影響等を考慮した適用部門及び業種に関する事項
  - 六 早期削減実績の認定に関する事項
  - 七 有償割当の方法に関する事項
  - 八 第十四条に規定する排出権の繰越及び借入並びに第二十五条に規定するオフセットの基準及び運営に関する事項
  - 九 次期計画期間の準備等を含んだ計画期間全体に対する評価に関する事項

- 十 その他排出権割当のために必要と認められる事項
- 3 政府は、計画期間中に国内外経済状況の急激な変化及び技術の発展等があると認められる相当な理由がある場合には、割当計画の妥当性を評価した後、緑色成長委員会と協議して、割当計画の一部を変更することができる。
  - 4 割当計画を策定又は変更する場合は、大統領令で定める手続きにより、緑色成長委員会の審議及び閣僚会議の議決を経なければならない。
  - 5 政府は、割当計画を策定しようとする時は、あらかじめ公聴会を開催して意見を聴くものとし、公聴会で提示された意見が妥当と認められる時は、これを割当計画に反映しなければならない。
  - 6 第1項から第5項までに規定する事項の他に割当計画の策定及び変更等に必要事項は、大統領令で定める。

(排出権割当委員会の設置等)

第六条 政府は、排出権の取引及び割当等排出権取引制度に関する主要な事項を策定、審議及び調整するため、排出権割当委員会（以下「割当委員会」という。）を設置することができる。

- 2 割当委員会は、次の各号に掲げる事項を審議調整する。
  - 一 第五条に規定する国家排出権割当計画に関する事項
  - 二 第十五条に規定する排出権取引市場の安定化に関する事項
  - 三 第十七条の国際排出権認定及び第二十二條に規定する排出量認証に関する重要事項
  - 四 第二十四條のオフセット認証及び第二十五條に規定するオフセット実績の認証に関する重要事項
  - 五 第二十七條の排出権取引に関する国際協力に関する事項
  - 六 排出権取引に関する主要施策に関する事項で委員長が提起する事項
- 3 割当委員会は、委員長1人を含む20人以内の委員で構成する。
- 4 割当委員会の委員長は企画財政部長官とし、割当委員会の委員は次の各号の者とする。
  - 一 企画財政部、教育科学技術部、農林水産食品部、知識経済部、環境部、国土海洋部、金融委員会等関係中央行政機関の事務次官に相当する公務員で大統領令で定める公務員
  - 二 気候変動、エネルギー資源、排出権取引制度等低炭素緑色成長に関する学識と経験が豊富な者の中で割当委員会委員長が委嘱する者
- 5 委員中公務員でない委員の任期は二年とする。ただし、一度に限り、再任することができる。
- 6 割当委員会の事務を処理するため、大統領令で定めるところにより割当委

員会に幹事委員一人を置き、幹事委員は割当計画の策定準備等の業務を担当する。

- 7 本法に規定したもののほか、割当委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(割当対象業者の指定等)

第七条 政府は、各計画期間の開始前までに、大統領令で定める手続きにより次の各号の割当対象業者を指定し、告示しなければならない。また、新規参入者等により市場参加者に変更があれば、かかる事項を毎年官報に告示しなければならない。

- 一 基本法第四十二条第5項に規定する管理業者のうち、温室効果ガスの排出量が大統領令に定める基準量を超える業者であって、第五条によって策定された国家排出権割当計画で定める部門及び業種に属する業者

- 二 大統領令で定める基準量以上の温室効果ガス排出業者のうち、この法律に規定する排出権取引制度に自発的に参加する業者

2 第1項に基づき割当対象業者に指定された業者については、基本法第四十二条第5項ないし第9項、第六十四条を適用しない。

- 3 新規参入者は、割当対象業者の指定を受けた次の履行年度から、この法律の適用を受けて排出権の割当を受けるものとする。

- 4 第1項第二号の規定により排出権取引制度に自発的に参加する者は、大統領令で定める手続きにより参加を申請しなければならない。

- 5 第1項に規定する指定に異議がある者は、告示された日から三十日以内に、当該指定に係る資料を添付して異議申立てをすることができる。この場合、政府は当該申請に係る再審査をするものとし、当該申請を受けた日から三十日以内に、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(割当方法)

第八条 計画期間中の排出権の有償及び無償割当の比率は、次の各号に規定するとおりとする。

- 一 第一次計画期間においては、無償割当比率を全体割当量の100分の95以上とする。

- 二 第二次計画期間以後においては、国内産業の国際競争力に及ぼす影響、国際的動向、物価等国民経済に及ぼす影響及び直前の計画期間に対する評価等に基づき、無償割当比率を大統領令で定める。

【三 (削除)】

- 2 政府は、新規参入者等のために、産業及び経済の動向並びに投資の展望等

を考慮して、適正規模の排出権を予備分として確保しなければならない。

- 3 第1項から第2項までに規定する事項のほか、排出権の有償割当方法等割当のために必要な具体的な事項は、大統領令で定める。

(排出権の申請)

第九条 割当対象業者は、計画期間の開始前に、第二十条に規定する検証機関の検証を受けた直近の明細書及び排出権配分申込書（以下「配分申込書」という。）を作成して、大統領令で定めるところにより電子的方式で政府に提出しなければならない。

- 2 配分申込書には、次の各号の事項が記載されなければならない。

- 一 計画期間における排出権総申請数
- 二 履行年度別排出権申請数
- 三 申込書提出時以前三年間の総排出量
- 四 計画期間内の施設の拡張及び変更計画
- 五 計画期間内の燃料及び原料消費計画
- 六 計画期間内の温室効果ガス削減設備及び技術導入計画
- 七 第四号ないし第六号に規定する事項による排出量増加及び減少の予想値

- 3 計画期間中に避けられない理由により施設の新設及び増設等の事由が生じた割当対象業者は、大統領令で定める手続きにより履行年度別の排出権について変更申請をすることができる。

- 4 第1項から第3項までに規定された事項のほか、排出権申請手続、履行年度別排出権変更申請に対する承認及び新規参入者の排出権申請等に必要な事項は大統領令で定める。

(排出権の割当手続)

第十条 政府は、第九条に規定する排出権の申請を受けたときは、第五条に規定する割当計画、第八条に規定する割当の方法及びその他大統領令で定めるところにより、次の各号の事項を考慮して、割当対象業者に計画期間の総排出権と履行年度別排出権を割り当てる。

一 第九条第2項により配分申込書に記載された事項

- 二 第十六条に規定する割当対象業者による排出権の提出に関する事項
- 三 貿易集約度及び炭素集約度に関する事項
- 四 割当対象業者間の公平性
- 五 部門別及び業種別温室効果ガス削減技術水準及び国際競争力に関する事項
- 六 第二十六条に規定する早期削減行動の認定に関する事項

## 七 割当対象業者の設備投資等が国家温室効果ガス削減に寄与する程度

- 2 第1項の割当に対して、割当対象業者は、大統領令で定める手続きにより、上記の命令資料を添付して異議を申立てをすることができる。政府は、その内容につき再審査をした後、その結果を当該割当対象業者に通知しなければならない。
- 3 政府は、第五条第3項により割当計画を一部変更した場合及び第九条第3項により割当対象業者が履行年度別排出権申請数に対する変更申請をした場合、大統領令で定める基準に従い、第1項の規定に基づき割り当てられた排出権を変更して割り当てることができる。
- 4 排出権は、第十九条に規定する排出権登録簿の当該割当事業者の口座に、割当を受けた排出権についての記録を行う方式により配分される。
- 5 割り当てられた排出権は、排出権登録簿に記録された時点から効力を有する。
- 6 第1項から第5項までに規定した事項の他、排出権の割当手続等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

### (排出権割当の取消し)

- 第十一条 政府は、次の各号に該当する場合に、割当対象業者に対して第十条の規定により割り当てられた排出権の一部又は全部を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正な方法で排出権を申請して割当を受けた場合
  - 二 偽りその他不正な方法で排出権の変更申請をした場合
  - 三 割当対象業者の全体施設の閉鎖
  - 四 施設の稼動開始日後正当な理由なく三月以内に施設を稼動しない場合
  - 五 施設の稼動が一年以上停止した場合
  - 六 第二十条に規定する報告義務を履行しなかった場合
- 2 政府は、割当を取り消した場合は、第二十三条に規定する実態調査等の方法を通じた排出権の再割当をすることができる。
  - 3 排出権割当を取り消す方法及び手続き、再割当の方法及び手続き、取り消された排出権の処理等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

## 第三章 排出権の取引

### (排出権取引への参加)

- 第十二条 次の各号に掲げる者は、第十九条に規定する排出権登録簿の口座に登録することにより、取引参加者になることができる。

- 一 第七条の割当対象業者
  - 二 第一号に掲げる者を除く大韓民国の個人又は法人
  - 三 大韓民国政府と相互排出権取引を合意した第三国の個人又は法人
- 2 第七条第1項第二号に規定する割当対象業者は、排出権の割当を受けた後、複数の同種事業者を代理する代理人を指定すること又は信託の方法により取引に参加することができる。
- 3 次の各号に該当する行為をした個人又は法人に対し、排出権取引の参加を制限することができる。
- 一 詐欺その他不正な方法による市場操縦行為
  - 二 効力を失った排出権を取引する行為
  - 三 その他「資本市場と金融投資業に関する法律」に規定する市場操縦行為
- 4 第1項の取引参加者については、「資本市場と金融投資業に関する法律」第三十七条、第三十九条、第四十二条ないし第六十条、第六十三条ないし第六十八条、第七十条ないし第七十五条、第四百十五条ないし第四百四十一条、第四百四十三条ないし第四百四十九条の規定を、排出権取引市場における取引の性質に符合するよう準用する。この場合の具体的な事項は大統領令で定める。
- 5 その他第1項から第3項に規定する取引参加申請方法及び手続き、代理人又は信託の代表者の指定及び取引参加手続き、取引参加制限等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

#### (排出権の取引)

- 第十三条 取引参加者が保有する排出権は、第十八条に規定する排出権取引所等を通じて量又は数の譲受（以下「譲渡等」という。）の方法で取引することができる。
- 2 排出権の譲渡等の効力は、当該排出権が第十九条に規定する排出権登録簿にその内容を記録することにより生ずる。
- 3 排出権の取引は、第二条第一号に規定する温室効果ガスを大統領令で定める方法及び基準により二酸化炭素で換算して一トンに該当する排出量を国家排出権割当単位で取引するものとし、最小取引単位は大統領令で定める。

#### (排出権の繰越及び借入)

- 第十四条 政府は、割当対象業者が第十六条の規定により排出権の提出が完了した以後も排出権を超過して保有しているときは、その超過分を計画期間内の次の履行年度及び次期計画期間に使用することを承認することができる。
- 2 政府は、割当対象業者が履行年度後に排出量に相応する排出権を提出でき

ないと見込まれるときは、計画期間において大統領令で定める借入比率の限度において、計画期間における他の履行年度の排出権を、履行年度に対する排出権の提出のために借り入れることを承認することができる。

- 3 第1項及び第2項に規定する排出権の繰越及び借入に関する手続及び許容限度等、具体的な事項については、大統領令で定める。

(排出権取引市場の安定化)

第十五条 政府は、排出権取引価格の安定的形成のため、次の各号に掲げる事態が発生する又はその深刻な恐れがある場合には、大統領令で定める手続により市場安定化措置を取ることができる。

- 一 排出権の価格が六月連続で直近二年間の平均価格より大統領令で定める比率以上の高い価格で持続的に取引される場合
  - 二 買占め又は売り惜しみ等の方法により過度な数量の取引が行われ又はその恐れがある場合
  - 三 不当に価格が形成され又はその恐れがある場合
  - 四 その他排出権取引市場の秩序の維持又は公益の保護のため必要な場合
- 2 第1項に規定する市場安定化措置は、次の各号に掲げる方法等を考慮して取られなければならない。
    - 一 有償割当量の早期競売
    - 二 新規参入者のための排出権予備分の100分の25までの競売の許容
    - 三 割当対象業者の取消し及び排出権最大保有限度の指定
    - 四 その他国際的に認められる排出権価格安定化措置

### **【3 (削除)】**

(排出権の提出)

第十六条 割当対象業者は、第二十二条の規定により認証を受けた温室効果ガス排出量に該当する排出権を、大統領令で定める手続により政府に提出しなければならない。

- 2 政府は、第1項により提出された排出権の内容を確認して、その内容を電子的方式により排出権登録簿に記録しなければならない。
- 3 履行年度が終了した後三か月が経過したとき、当該履行年度に発行された排出権のうち、提出又は繰り越されずに残存する排出権は自動的に消滅する。ただし、履行期限と計画期間が同時に終了する時は、第4項を適用する。
- 4 計画期間が終了した後六か月が経過したとき、当該計画期間に発行された排出権のうち繰り越されなかった排出権は自動的に消滅する。

(国際排出権市場との関係等)

第十七条 政府は「気候変動に関する国際連合枠組み条約」及び関連議定書等に規定する排出権市場又は国際的に信頼性のある方法で温室効果ガス排出量を測定・報告・検証していると認められる国家との合意書に基づき、大統領令で定めるところにより、国内排出権市場を国際排出権市場と関係することができる。この場合、政府は国内で認められる国外排出権の総数を制限することができる。

2 国外で発行された排出権の認定手続き及び方法、国外排出権の国内排出権登録簿への登録手続き等に関する事項は、大統領令で定める。

(排出権取引所)

第十八条 政府は、排出権の公正な価格形成及び売買その他の取引の安全性及び効率性を確保するため、排出権取引所を指定又は設立することができる。

2 排出権取引所での取引、取引市場の運営、監督及び罰則等に関しては、「資本市場と金融投資業に関する法律」第百七十六条ないし第百八十条、第三百八十三条、第三百八十七条、第三百九十三条、第三百九十五条、第三百九十六条、第三百九十九条ないし第四百一条、第四百四条、第四百二十六条、第四百四十三条、第四百四十五条、第四百四十七条ないし第四百四十九条等を、排出権取引所における取引の性質に符合するように準用する。この場合準用に必要な事項は大統領令に定める。

3 第1項及び第2項に規定する事項のほか、排出権取引所の指定又は設立に関する手続き、排出権取引所の業務及び監督等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

(排出権登録簿)

第十九条 政府は、排出権の割当、取引、譲渡等と関連する事項を持続的に管理することができるよう、排出権取引登録簿（以下「排出権登録簿」という。）を運営するものとする。排出権登録簿は、基本法第四十五条に規定する温室効果ガス総合情報管理体系と有機的に連携できるよう、電子的方式で管理されなければならない。

2 排出権登録簿には、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 排出権の総数量
- 二 国家所有の管理口座
- 三 割当対象業者名義の排出権口座
- 四 排出権取引に参加する個人又は法人名義の排出権口座
- 五 認証された排出量の目録

- 六 発給された排出権の目録
  - 七 排出権の取消し量及び提出に関する事項
  - 八 その他大統領令で定める事項
- 3 政府は、排出権登録簿で管理する情報の保護及び保安に対する措置を講じなければならない。
  - 4 その他排出権登録簿の記載事項の更正、情報公開等管理及び運営に関して具体的な事項は、大統領令で定める。

#### 第四章 排出量の報告、検証及び認証

##### (排出量の報告及び検証)

- 第二十条 割当対象業者は、履行年度別温室効果ガス排出量に対し大統領令で定めるところにより、測定・報告・検証が可能な方式で明細書を作成し、政府に報告しなければならない。
- 2 割当対象業者が第1項に規定する報告をするときは、明細書の信頼性の有無について、基本法第四十四条第2項に規定する外部専門機関（以下「検証機関」という。）の検証を受けなければならない。
  - 3 第1項及び第2項に規定する内容のほか、温室効果ガス排出量の報告及び検証に関する方法及び手続き等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

##### (排出量の検証機関の指定等)

- 第二十一条 検証機関は、基本法第四十二条第9項の規定により指定され、告示された機関をいう。
- 2 検証機関は、割当対象業者の明細書の内容が第二十条の規定により作成されておらず、又は実際の排出量と明細書の内容が一致しなかった場合、その内容を割当対象業者に通知しなければならない。この場合、割当対象業者は必要な修正をしなければならない。
  - 3 政府は、検証機関の適格性に対し提起的に事後評価等を実施して管理するものとし、検証結果の重大な誤り等大統領令で定める事由に該当する場合には、検証機関の指定取消し等の措置を取ることができる。
  - 4 第1項から第3項までに規定した事項のほか、検証機関の管理及び運営に対し具体的事項は、大統領令で定める。

##### (排出量の認証等)

- 第二十二条 政府は、第二十条により報告された割当対象業者の温室効果ガス

排出量の内容について、その適切性を評価して排出量を認証し、その結果を排出権登録簿に記録するものとする。

- 2 政府は、第1項の認証業務及び第二十五条のオフセット業務に関する専門的な事項を検討、審議及び調整するため、排出量認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置することができる。
- 3 認証委員会の構成、認証計画及び認証指針に係る重要事項、認証の方法及び手続き等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

（実態調査）

第二十三条 政府は、第九条に規定する排出権申請、第二十条に規定する報告及び検証、第二十六条に規定する早期削減実績の認定等の適正性を確認するために必要な場合は、実態調査をすることができ、割当対象業者に対し報告及び資料の提出を求めることができる。この場合、割当対象業者は特別な理由がない限り、これに従わなければならない。

## 第五章 オフセット等

（オフセット）

第二十四条 政府は、割当対象業者が、本法に規定する排出権取引制度が適用されない国内外の部門において、国際的に認められる測定・報告・検証が可能な方式で自発的に実施した温室効果ガス削減量及び取引を通じて譲り受けた排出権については、次の各号を考慮して、大統領令で定める国内及び国外認定限度に達するまで、排出権のオフセットとして認定することができる。

- 一 排出量削減に必要とされる費用がこの法律で適用を受ける割当対象業者の平均的な費用に比べて顕著に低くないこと
  - 二 排出権が過剰に供給されて排出権の価格が顕著に低くなるなど排出権市場を安定的に運営するのに影響を及ぼさないこと
- 2 第1項により排出権のオフセットの認定を受けようとする者は、大統領令で定めるオフセット申込書を作成して、電子的方式により政府に提出しなければならない。
  - 3 政府は、第2項に規定するオフセット申請を受けた場合、大統領令に定める手続きにより、認証委員会の審議を経て、オフセットによる温室効果ガス削減量を認証するものとする。
  - 4 政府は、オフセットに関する実績の登録及び発生した排出権の報告、検証、認証及び処分等の内訳をオフセット登録簿で管理するものとし、排出権登録

簿と有機的に連携できるよう、電子的方式で管理するものとする。

- 5 第1項から第4項までに規定する内容のほか、オフセット認定基準、オフセット対象分野、オフセット事業申請及びオフセット登録簿の管理等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

(オフセット事業の妥当性評価及び認証等)

第二十五条 政府は、オフセット事業申請者が申請した削減事業に対し、対象事業の追加性等次の各号に対する妥当性評価を行わなければならない。

- 一 外部低減事業の一般事項
  - 二 外部低減事業の実効性
  - 三 外部低減事業による温室効果ガスの削減、吸収又は除去の効果の持続性
  - 四 外部低減事業の追加性
  - 五 外部低減実績の定量化方法の妥当性
  - 六 基準排出量算定方法論の適合性
  - 七 外部低減実績算定方法の適合性
  - 八 環境及び関連法規への抵触の有無
- 2 政府は、第1項に規定する妥当性評価結果及び次の各号の基準を考慮して、オフセット実績を認証するものとする。
    - 一 当該事業の追加性に関する事項
    - 二 オフセット実績の持続性及び定量化された検証の可能性に関する事項
    - 三 オフセット事業の推進方法の適切性に関する事項
  - 3 政府は、オフセット事業を通じて発生した排出権につき、大統領令で定めるところにより認証有効期間を制限することができる。
  - 4 第1項及び第3項に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

(早期削減実績の認定)

第二十六条 政府は、この法律による排出権取引制度が施行される以前に第二十条の検証機関の検証を受けた温室効果ガス排出削減量について、第五条の割当計画の策定及び第十条に規定する排出権の割当の際に考慮することができる。

- 2 早期削減実績は、国家温室効果ガス削減目標の効果的な達成及び排出権取引市場の安定的運営のため、その認定量を総排出権数量に対する一定比率に制限することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定による早期削減実績の認定基準及び手続き等関連する具体的な事項は、大統領令で定める。

## 第六章 雑則

### (国際協力)

第二十七条 政府は、国際的な気候変動対策の取組に参加して、国際的に連携可能な排出権取引制度の運営のために技術開発及び協力、専門家交流、国際会議、共同調査及び研究等を行う排出権取引制度国際協力専門機関を指定又は設置することができる。

2 政府は、第1項の事業を行うために必要な予算を支援することができる。

### (金融・税制上の支援等)

第二十八条 政府は、排出権取引制度の導入による企業の競争力への影響を防止して排出権取引を活性化するため、温室効果ガス削減設備に対する支援等大統領令で定める事業に対し、金融・税制上の支援又は補助金の支給その他必要な支援を行うことができる。

2 政府は、第1項に規定する支援をする場合、中小企業基本法第二条に規定する中小企業を優先して支援することができる。

3 政府は、第八条第1項の有償割当による収入及び第三十条ないし第三十三条による収入の全部又は一部を第1項及び第2項に規定する支援に使うことができる。

### (権限の委託)

第二十九条 次の各号に掲げる政府の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を公共機関又は関連政府機関の長及び大統領令で定める専門機関に委託することができる。

- 一 第十九条に規定する排出権登録簿の管理
- 二 第二十四条第4項に規定するオフセット登録簿の管理
- 三 第二十五条に規定するオフセット事業の妥当性評価

### (手数料)

第三十条 排出権の取引、排出権登録簿の閲覧又はその写しの交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の納付基準及び手続き等に関する具体的事項は大統領令で定める。

### (課徴金)

第三十一条 政府は、第十六条の規定により割当対象業者が提出した排出権が

第二十二條の規定により認証した温室効果ガス排出量に対して不足している場合には、その不足分の二酸化炭素1トン当たり当該履行年度の排出権平均市場価格の三倍以下の課徴金を賦課することができる。

(罰則)

第三十二條 第九條第1項の規定に違反して、偽り又は不正な方法で排出権の割当を受け又はその登録を受けた者は、1億ウォン以下の罰金に処する。

(過怠金)

第三十三條 次の各号に該当する者は、大統領令で定めるところにより、1千万ウォン以下の過怠金を賦課徴収する。

- 一 第十六条に規定する排出権の提出をしない者
- 二 第二十条に規定する報告をしない又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十一条第2項による修正をしない者

(CDM事業の政府承認等)

第三十四條 政府は、「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」第十二條に規定するクリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism)に関連する事業の政府承認及びその事業管理に必要な制度を運営することができる。

2 第1項に規定するCDM事業の政府承認、承認取消し、これらの処理、事業管理等制度運営に必要な具体的な事項は、大統領令で定める。

## 附 則

(施行)

第一條 この法律は、公布後六か月が経過した日から施行する。

(第一次国家割当計画期間に関する特例)

第二條 本法施行後最初に定める計画期間は、2015年1月1日から大統領令に定める期間とする。

(経過措置)

第三條 第一次計画期間の最初の履行年度の直前期間に基本法第四十二條第五項の規定により温室効果ガス削減目標、エネルギー節約目標及びエネルギー

利用効率目標を受けた者に対しては、本法第十条の規定により割当を受けたものとみなす。

(排出権繰越に関する特例)

第四条 本法第十四条の規定にかかわらず、第一次計画期間の排出権を第二次計画期間に繰り越しして使うことはできない。